

別表3の2 長期使用構造等確認業務 確認料金

別表3の2-1 設計住宅性能評価申請と同時申請の場合

$$\text{評価料金} = \text{〔基本料金〕} + \text{〔戸当料金〕} \times \text{戸数} + \text{別表3-1~4に定める料金}$$

税込(単位:円)

住宅種別	建設性能評価取得予定	戸当料金	基本料金
一戸建ての住宅	有	0	6,930
	無	0	23,870
共同住宅等	有	2,310	103,950
	無	2,310	103,950

※年間10件程度の申請が見込めない場合で住宅性能評価の効率的な実施が難しい場合は34条の2(5)を適用する。

別表3の2-2 長期使用構造等確認業務(新築・増改築)の場合

$$\text{確認料金} = \text{〔基本料金〕} + \text{〔戸当料金〕} \times \text{戸数}$$

税込(単位:円)

住宅種別	戸当料金	基本料金
一戸建ての住宅	0	62,370
共同住宅等	17,380	127,050

※年間10件程度の申請が見込めない場合で住宅性能評価の効率的な実施が難しい場合は34条の2(5)を適用する。

別表3の2-3 建設住宅性能評価(既存住宅)申請と同時申請の場合

$$\text{評価料金} = \text{〔基本料金〕} + \text{〔戸当料金〕} \times \text{戸数} + \text{別表7~8に定める料金}$$

税込(単位:円)

住宅種別	戸当料金	基本料金
一戸建ての住宅	0	6,930
共同住宅等	2,310	103,950

別表3の2-4 長期使用構造等確認業務(既存)の場合

$$\text{確認料金} = \text{〔基本料金〕} + \text{〔戸当料金〕} \times \text{戸数}$$

税込(単位:円)

住宅種別	戸当料金	基本料金
一戸建ての住宅	0	88,000
共同住宅等	11,000	275,000

◆ 変更長期使用構造等確認業務の確認料金

- ・ 直前の長期使用構造等確認審査をBVJCが行っている場合は、1回の変更につき、上記料金表の2分の1の額とする。
- ・ 直前の長期使用構造等確認審査を他機関が行っている場合は、新たに確認審査の依頼を受けたものとして、単独審査の料金とする。
- ・ 長期使用構造等確認審査を伴わない変更審査、及び軽微変更該当証明書の発行は、1住戸あたり5,830円(税込)とする。